

長期出張中の非常勤講師等の充当予算

より使い、勝手よく

意見を集めます

6月教授会で学部長から、「教員の長期出張・研修に関する取扱要項」の案が示されました。長期出張・研修の期間につき、「学部

予算による非常勤講師経費の補填」を実現するモノです。またその具体的な内容は、今後継続的に検討していくつもりです。

前年度までに判断が必要

第3項目によると、人事委員長への申請は、「前年度の定められた時期」とされます。今回のこのとりくみが、人文学部支部の求めに対するものであることを考えると、組合としてもきちんとしたとりくみが求められます。

この「取扱要項」についてのご意見を求めます。なお、今回の改正箇所ではないとしても、「三重大学内地研究員実施規程等国立大学法人三重大学が定める

6月教授会で出された学部長提案

2. この取扱要項による長期出張・研修とは、その期間が当該学期において通算して30日を超える場合をいう。但し、春季休業・夏季休業・冬季休業期間は、これに算入しないものとする。学部予算による非常勤講師経費の補填を要求できるのは、長期出張・研修の期間が3月を超える場合とする。また、三重大学内地研究員実施規程等国立大学法人三重大学が定める制度及びプログラムによるものは除く。

3. 長期出張・研修をしようとする者は、非常勤講師経費の補填を伴わない場合は、出張・研修目的及び授業の補充方法等を別紙様式1により人事委員長に申請しなければならない。また、非常勤講師の雇用が必要な場合は必要理由、時間数及び経費の出所について明記するものとする。非常勤講師経費の補填を要求する場合は、長期出張・研修を開始する前年度の定められた時期に、出張・研修目的、授業の補充方法及び非常勤講師の必要理由と時間数等を、別紙様式2により人事委員長に申請しなければならない。

4. 人事委員長は、前項の申請があった場合には、人事委員会を開催し審議のうえ承認するものとする。補填できる非常勤講師経費は、1教員あたり年間64時間、学部合計で年間128時間分を上限とする。

5. 人事委員会は、必要に応じて本人から事情説明を聞くことができる。

6. 人事委員会は、必要に応じて授業の補填方法について教務委員会と協議を行う。人事委員長は、審議の結果について、教務委員長に報告するものとする。

7. この取扱要項の定めにより長期出張・研修を行った場合は、出張・研修の終了後に報告書を学部長に提出するものとする。



三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2018年 6月26日(火) 第226号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com

独立行政法人・国立大学法人等の運営費交付金拡充等を求める要請書

2018年 6月 25日
財務大臣 麻生 太郎 殿

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部
三重大学教職員組合人文学部支部
執行委員長 前田定孝

独立行政法人（中期目標管理法、国立研究開発法人、行政執行法人）・国立大学法人等の運営費交付金は削減され続けています。運営費交付金の削減は、医療・研究開発・教育などをはじめとして多岐にわたる業務を通じて国民の安心・安全を守り、産業活動の基盤を支える独立行政法人の安定的運営を困難にしています。また、国立大学法人・大学共同利用機関法人・国立高専の高等教育においても、学術研究、附属病院での医療の機能を低下させるとともに、国民の教育を受ける権利の後退を招く原因となっています。

現場では、行革推進法による人員削減もかさなって、正規の職員・教員の採用が難しいため、非正規職員・教員でその場をしのぐ法人が増え、業務や研究の質や継続性が保てなくなっている現状です。研究分野では、ノーベル賞受賞者が口を揃えて、運営費交付金を拡充して基盤的研究が安定的におこなえるよう措置することの重要性を指摘し、運営費交付金の削減が研究資金に直接影響し、経常的な研究活動を阻害していることへの危惧を表明しています。

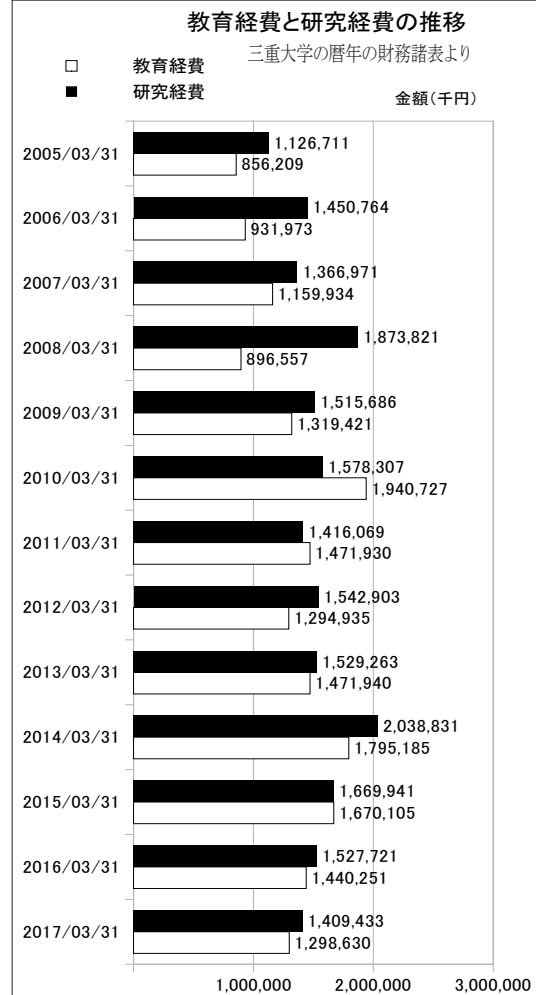
一方、多くの非正規職員・教員や任期付研究員は、不安定で劣悪な労働条件を強いられています。運営費交付金の削減がつづけられるなかで、予算目処が立たないために、有期契約職員の無期転換が困難と主張して、脱法的な労働者の雇い止めを行う法人も出てきています。

国民生活の安定、社会経済の健全な発展、社会の進歩と福祉の向上のためには、独立行政法人・国立大学法人等の運営費交付金の拡充が必要です。

つきましては、貴職に対し、下記事項が実現するようご尽力いただくことを要請します。

記

1. 独立行政法人等が行う国民の安心・安全を守り、産業活動の基盤を支える業務の維持・拡充をはかるため、必要な運営費交付金を確保すること。
2. 国立大学法人等の高等教育、学術研究、附属病院での医療の質の向上を図り、国民の教育を受ける権利を保障するために必要な運営費交付金を確保すること。
3. 法人運営の実態に応じた必要な増員を含め、総人件費の増額を認めること。



運営費交付金の拡充を

ではこれ安心して教育・研究できぬ

三重大学の財務諸表をみると、上記のように、この数年間で、全体として教育・研究にかかる経費が削減されています。このよつななかで「生き残り」をかけてきたものの、みがか、"上から"降ってわいてくるのです。

このよつな現状を打開するために、全大教は、筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会（学研労働）、特殊法人労連、国公労連とともに、財務大臣に対する運営費交付金拡充等を求める要請行動を行います。人文支部もさっそく賛同します。

また大学にも、基盤的研究獲得のために、このところから世論喚起に努めるよつに、求めてきたいと思ひます。

非正規教職員の無期転換権を適正に保障させよう